

広島県公安委員会告示第 28 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 16 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
5P0199	告示の日 (平成 27 年 4 月 16 日) か ら 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR 弾球黙示録カ イジ 3WAA2	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 マユミ (愛知県名古屋市中川区中京 南通三丁目 22 番地)	左同